

平成22年5月20日（木）

於：三番町共用会議所「三番町大会議室」

水産政策審議会

第46回資源管理分科会議事録

水産政策審議会第46回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成22年5月20日 午前10時00分

閉会 平成22年5月20日 午前11時38分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	東村 玲子	福島 哲男	宮原 邦之	安元 杏
	山下 東子			
特別委員	今村 博展	金田 一義	島貫 文好	嶋野 勝路
	西野 正人	八木田 和浩	米田 清	婁 小波

3 水産庁側出席者

山下水産庁次長

江口資源管理部長

成子増殖推進部長

森企画課長

内海管理課長

木島資源管理推進室長

長谷沿岸沖合課長

花房遠洋課長

下村国際課長

香川漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
1. 委員出席状況報告	1
1. 配付資料の確認	1
1. 議 事	2
(諮問事項)	2
①諮問第177号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の 規定に基づく基本計画の検討等について	2
②諮問第178号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を 改正する省令について	11
(報告事項)	24
①第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	24
②「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について	25
(そ の 他)	32
1. 閉 会	32

開 会

○内海管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第 46 回資源管理分科会を開催させていただきます。本日は朝早くからお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

まず最初に、初めての方もいらっしゃいますので、マイクの使用につきまして御説明をさせていただきますと思います。ごらんのように本会議室のメインテーブルには、各席ごとにマイクが設置されております。御発言される際は、マイク根元付近にありますボタンを押して御発言ください。また、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してオフにいただければと考えております。よろしくお願いをいたします。

委員出席状況報告

○内海管理課長 続きまして、4月1日及び5月10日付人事異動で、水産庁幹部の異動がございましたので御紹介させていただきます。

資源管理部長の江口洋一郎でございますが、江口資源管理部長は現在別の用務のため、少しおくれて参ります。

それから、企画課長に森健が就任してございます。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中9名の方全員が出席されておりますので定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

なお、金田特別委員が若干おくれるという御報告を承っております。

配付資料の確認

○内海管理課長 審議に入ります前に、お手元の資料を御確認させていただきます。

袋に入っているものをお出しいただければと思いますが、資料としまして最初に1枚、議事次第がございます。それから、本分科会の資料一覧という1枚紙がございます。

資料1は、分科会委員・特別委員の名簿。資料2は、諮問第177号に係る諮問文。別紙としまして、TAC関係の基本計画の新旧対照表がございます。それから、TAC関連で資料番号が打ってあります資料2-1が1枚、資料2-2がございまして、資料2-3、資料2-4、資料2-5という縦書きの1枚紙でございます。それから、参考資料で資源評価結果についてというのがございます。

資料3は、次の諮問第178号に係る諮問文が1枚ございます。その後、省令案の概要についてということで縦長の紙がございます。その後、省令案がございます。その後、省令案の新旧対照条文目次という表紙で新旧対照表がございます。

それから、報告事項で使います資料4、採捕数量の速報値と書かれたものがございます。資料5としまして、プレスリリースの紙がございます。

最後に参考資料ということで、ワシントン条約締約国会議の結果が書かれた紙がございます。

以上が資料ですが、何か不足のものはございますでしょうか。

よろしゅうございましたら、会議に入っていきたいと思います。

議 事

(諮問事項)

- ①諮問第177号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○内海管理課長 早速議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしく願いをいたします。

○櫻本分科会長 本日は足元の悪いところを御出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、本日の審議に入りたいと思います。

本日は諮問事項が2件、報告事項が2件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。諮問第 177 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○内海管理課長 管理課長の内海でございます。

諮問第 177 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」について、御説明をいたします。

資料 2 ということで一連の資料がございますが、これがこの関連の資料でございます。まず最初に、資料 2 の諮問文を朗読させていただきます。

2 2 水管第 3 8 4 号

平成 2 2 年 5 月 2 0 日

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美 殿

農林水産大臣 赤 松 広 隆

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第 1 7 7 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というのが諮問文でございますが、今回の諮問では、平成 21 年漁期、現在の漁期ですが、これのさば類、ずわいがにの T A C の改定及び追加配分を行いたいと考えております。

それからもう 1 点、平成 22 年漁期のさんま、さば類、ずわいがにの T A C の設定及び配分の 2 点について、御審議をいただきたいと考えております。

まず平成 21 年現在の漁期ですが、さば類の T A C の改定について説明をさせていただ

きます。資料がたくさんございますが、平成 21 年漁期 T A C の改定については資料 2 - 2 が基本資料になりますので、2 - 2 をごらんいただきたいと思います。

平成 21 年さば類の T A C につきましては、昨年 11 月の A B C の再評価の結果、ごまさば太平洋系群の大幅な上方修正などにより、A B C が 10 万 9,000 t 増加し、このため A B C が 46 万 6,000 t から 57 万 5,000 t となったところであります。

その折、全体の T A C の改定を行ったところですが、その際、漁期の序盤であり、今後の漁獲見込みを立てるのが困難であること。また、まさばについては資源回復計画による未成魚保護に取り組んでおり、より早期に親魚量の回復を図ることが望ましいことといった理由から、A B C の増加分のうち、およそ半分の 6 万 t を T A C 増枠に充てて、残りについては今後の資源評価や漁獲状況を踏まえて、必要に応じて検討するとしてきたところであります。

また、本漁期はこれ以外にも漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する県への追加配分を、昨年 11 月及び本年 2 月に実施してきたところであります。

このことから現在、さば類につきましては、実際にその数量の枠内で管理をする「基礎とする数量」がございますが、これが先ほどの A B C の数字 46 万 6,000 t に 6 万 t を加えた 52 万 6,000 t という数字としております。これに漁場形成の偏りに対応した分を追加した 54 万 8,000 t が T A C 数量ということで、基本計画に記載されているところであります。

今回、漁期が 7 月から翌 6 月ということで漁期の最終盤に至って、A B C の残りの配分をどのように行うかということで検討を行いましたところ、まず資源の再評価につきましては、独立行政法人水産総合研究センターが最新データを入れて見直しを行いましたところ、A B C については 57 万 5,000 t で変更する必要はないということで判断をいただいております。

一方、大中型まき網ですとか、一部の県では今後、ある程度の漁獲が見込まれることから、このまま T A C の追加配分を行わないでいると、漁獲が非常にタイトになるということでもありますので、これまで留保していた A B C の残り分を配分することとして、T A C の数量を A B C と同数の 57 万 5,000 t としたいと考えております。

この T A C の増加により、従来 of 配分比率に基づき大臣管理分及び都道府県への配分量が増加することとなりますが、実は全体を見ますと、漁場形成を踏まえて追加配分を行っていた分を、改めてその分を付加した数量を設定せずとも、漁獲は A B C を超過しな

いことが見込まれるところであります。

その関係のグラフが資料 2-2 の 3 ページに、H 21 漁期まさば及びごまさばの採捕見込み（全体分）ということで、漁期終盤までのそれぞれの年度の採捕数量がグラフ化されております。平成 21 年を見ますと、全体では黒の横棒の T A C を下回ることはなっておりません。

このことから、先ほど言いました漁場形成を踏まえた数量分を設定して、T A C の「基礎とする数量」を改めて設定せずとも、T A C の数量を、先ほど言いました 57 万 5,000 t とすることで、漁獲はその中におさまるだろうということです。

今回、外部の方々からも、より理解がしやすいように、T A C = A B C という数字を一本化しまして、基本計画上のさば類に関する T A C の「基礎とする数量」は削除して対応していきたいと考えております。

この結果、具体的に大臣管理分の数量は、資料 2-2 の 1 ページにございますように、大中型まき網漁業 30 万 5,000 t とありますものが、33 万 6,000 t という数量になります。

その裏の 2 ページに、都道府県への配分数量が出ておりますが、2 ページのような数量になります。これが、今漁期のさば類の期中改定ということで対応させていただければと考えておるところであります。

次に 2 点目、ずわいがにの追加配分について御説明をしたいと思います。具体的には、日本海海域における平成 21 年 T A C の留保枠から追加配分を行うというものでありますが、資料 2-2 の一番最後の、日本地図の載っている 4 ページをごらんいただければと思います。

ずわいがにの日本海海域につきましては 7 % の留保枠を設定しており、関係漁業者の了承に基づいて、漁獲状況を踏まえて大臣管理漁業、知事管理漁業に振り分けることとしております。

今回、日本海の B 海域につきまして、留保枠が 22 t ございましたが、山形県より、今期の漁獲が順調で、近年の最大漁獲量程度が見込まれるというお話がありまして、この結果、山形県から 5 t の追加要望がありました。関係者においてもこの点、了解されましたということで、今回、この追加配分を行いたいと考えているところであります。

以上が、平成 21 年漁期に関係する変更点であります。

続きまして、平成 22 年の T A C の設定について御説明をしたいと思いますので、資料 2-4 をごらんいただければと思います。今回、平成 22 年で設定いたします魚種は、さ

んま、さば類及びずわいがについてであります。これは、管理期間が7月から翌年6月であるということでお諮りをするものであります。

まず、さんまについて御説明をしたいと思っております。これは従来1－12月ということでの管理期間を設定していたものですが、これまでもこの分科会でも御説明しましたとおり、関係業界及び都道府県の御意見を踏まえて、今期より管理期間を7月から翌年6月に変更することとしたいと考えております。このことから今回、改めてTACを設定するものであります。

資料2－4を見ていただきますと、下のほうに資源評価結果がありまして、その上のほうに、さんまについての近年のABC、それからTACの数量が記載されております。

TACの設定につきましては、中期的管理方針を準拠しながら対応してまいります。さんまにつきましての中期的管理方針は、上の表の中段あたりに書いてありますが、「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする」とされております。

さんま資源の状況ですが、下のほうの資源評価結果を見ていただきますと、資源状況は高位横ばいでありまして、資源維持に必要な親魚量に悪影響を与えない範囲で漁獲を行う場合に、今年度のABCはこの資料の一番下に黄色の色が塗ってありますが、ここに書いてありますシナリオ、「親魚量に悪影響を与えないと考えられる漁獲圧」ということで、計算されるABCを採用することができるのではないかと考えております。

具体的数量は、このうち2010年の漁獲量と書いてありますが、括弧内が我が国の漁獲量でありますので、ABCの数量121万1,000tという数字になります。

資源の詳しい状況につきましては11月に詳細な説明を行いましたので、今回は省略させていただきますが、このABCについて管理期間を変更いたしましたので、改めて独立行政法人水産総合研究センターに計算を依頼しましたが、昨年10月時点とほとんど変化はないという報告を受けております。

TAC設定の考え方ですが、昨今の円高など若干不透明な部分がありますが、需要面については、輸出や餌飼料向けにつきまして、市場開拓、流通面での関係者の継続的な取り組みを勘案し、また国内食用向けの需要は安定しております。これらをあわせ考えますと、総じて前年程度の水準と考えられるということ。

それから、TACの頻繁な変更は市場の混乱を招くおそれがありますので、TACを安

定的に設定することがよいと言われております。

こういったことを踏まえて平成 22 年の T A C は、昨年 11 月に暫定的に設定しました 45 万 5,000 t から変更を行わないということで対応したいと考えております。

大臣管理漁業、都道府県への配分の数量につきましては、資料 2 - 3 をごらんください。1 ページに大臣管理分への配分数量 35 万 t、1 ページめくっていただきますと都道府県への配分量がありますが、さんまの数量は北海道へ 5 万 8,000 t、岩手県へ 8,000 t、それぞれ昨年と同量に設定します。それ以外の県について、これまでどおり若干配分ということで対応させていただきたいと考えております。

次に、さば類の T A C 設定につきまして説明をさせていただきます。資源の状況も踏まえまして資料 2 - 4 の 2 ページに、さば類の資源状況等々も踏まえた数量を記載しております。

まず、さば類の中期的管理方針ですが、「まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源回復計画に基づき優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする」とされております。

さば類の資源評価結果であります。資料 2 - 4 の 3 ページをめくっていただきますと、各系群ごとにシナリオの異なる複数の A B C が提示をされております。このうち現在、先ほど申し上げました中期的管理方針に該当するものから、この A B C を選択していきたいと考えておりますが、この中で黄色く図示した部分を A B C として採択していきたいと考えております。

まさば太平洋系群については、親魚量の増大のシナリオということで 22 万 5,000 t。同じくまさばの対馬暖流系群については、④にあります親魚量維持のシナリオで、括弧書きの数字が我が国の数字となりますので 13 万 3,000 t。

その下にいきましてごまさばについて、④親魚量の維持・漁獲量増加シナリオ 22 万

5,000 t。同じくごまさばの対馬暖流系群については、②にあります現状の資源量の維持ということで5万6,000 tという数字を選択します。

2ページに戻っていただきまして、平成22年のABCのそれぞれの数量を足し上げました63万9,000 tを、ABCとしたいと考えております。

この数量をもとにTAC設定を行うわけですが、本年も今後、より精度を高めた再評価を行っていかうと考えております。このことから、平成21年度のABC 57万5,000 tから、今回ABCが増加したわけでありまして、その増加分6万4,000 tの2分の1の3万2,000 tを、とりあえずTACに加えて、この結果の60万7,000 tを、今の時点でのTAC数量として設定をしていきたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、今後、状況に応じて、新たな情報に基づき資源の再評価を行い、その結果を踏まえて期中改定を行うことはあり得るということで、そういった状況が見えれば作業を行っていききたいと考えております。

数量の配分ですが、資料2-3にそれぞれの配分数量がございます。1ページには大臣管理分ということで、大中型まき網に対して35万6,000 t、また都道府県管理分につきましては2ページにありますように、それぞれ数量を各県に配分をしていくということで、対応させていただきたいと考えております。

長くなりますが、最後にずわいがにを説明させていただきます。ずわいがにの平成22年TACですが、資料2-4の4ページ、5ページに資源の状況等も踏まえた数字を書いておりますのでごらんください。

ずわいがにのTACは、ここにありますように5つの系群に分かれております。系群ごとに簡単に説明をしていきたいと思いますが、まず「西部日本海系群がございます。資料2-4の4ページに中期的管理方針を載せておりますが、西部日本海系群については資源の維持もしくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう管理を行うものとする」とされております。

資源評価の結果ですが5ページを見ていただきますと、幾つかのABCのシナリオがございます。このうち黄色で図示した直近の親魚量の増大シナリオという部分ですが、ABCは4,400 tとなりますが、これを選択していきたいと考えております。

4ページにTAC数量が載っておりますが、ずわいがにの西部日本海系群については、同じ4,400 tという数量としたいと考えております。

なお、ずわいがににつきましても先ほどのさば類同様、最近までの漁獲状況などから、

昨年 10 月時点での資源評価から変わっているかということでお聞きをしましたところ、これについて大きく変化しているとは認められないということで、昨年 10 月公表の当初 A B C を T A C のベースとして採用をしております。また、新しい情報に基づいて資源再評価が行われた場合には、期中改定もあり得るということでもあります。

西部日本海系群の T A C の配分については、資料 2 - 3 の 3 ページに日本の地図が載っております。日本海西部 A 海域で 4,400 t を T A C といたします。

なお、先ほど平成 21 年漁期のずわいがにのところで説明をしましたように、T A C のうちの 7 % を留保枠としておりますので、本系群の配分としましては、T A C 4,400 t のうち留保枠が 308 t、大臣管理量として 3,398 t、知事管理量として 694 t を配分することにしております。

次に北部日本海系群ですが、中期的管理方針、西部日本海系群と同様の文言で管理をしていくこととされております。

資源評価ですが、資料 2 - 4 の 5 ページを見ていただきますと、黄色で囲った部分、親魚量の確保のシナリオを採用させていただきたいと考えております。数量としては 390 t となります。

ただし、この資源については資源動向が少し動いておりますので、それを勘案して、T A C については前年同数の 310 t という形で設定をさせていただきたいと考えております。

T A C の配分につきましては、資料 2 - 3 に日本地図がございます。この数量の中で「日本海西部（B 海域）」とありますが、「日本海北部」の間違いであります。訂正をしていただければと思います。

この B 海域の部分で、T A C 総量を 310 t、留保枠 7 %、22 t を置いて、大臣管理量として 25 t、知事管理量として 263 t 配分させていただきたいと考えております。

それから、北海道西部系群でございます。これも中期的管理方針は日本海系群と同様の表現をしております。ただ、資源評価については 5 ページを見ていただきますと、本系群と、次のオホーツク海系群につきましては、既存の情報からは資源量の算定が困難であるということで、定量的な評価は行われておりません。あくまで参考値ということで A B C が示されておりますが、この参考値を T A C 設定の基本ということで用いさせていただいて、T A C の設定についても、この数量と同じ 43 t といたしたいと考えております。

T A C の配分につきましては資料 2 - 3 の、先ほどの 3 ページの地図の上に北海道西部系群ということで載っておりますが 43 t としまして、これはすべて知事管理量への配分

ですので、知事管理量 43 t とさせていただこうと考えております。

次にオホーツク海系群ですが、中期的管理方針は「ロシア共和国連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする」とされております。

資源評価ですが、先ほどの北海道西部と同じく、定量的な評価は難しいと言われております。参考値として数量が算定されておりますが、具体的な A B C の数量は算定されておられません。

ただ、オホーツク海の系群については、ロシアとのまたがり資源であります。これまでも T A C 設定については一つのルールを設定しております。それは、近年の最大の来遊状況に対応できるように、T A C を設定するというところでございます。

近年の最大漁獲量は、平成 15 年に 924 t という数量がございました。この結果、T A C は端数を切り上げた 1,000 t と設定をしていきたいと考えております。このうち 1,000 t の大臣管理量、知事管理量への配分でありますが、関係漁業者の合意に基づく配分数量として、大臣管理に 875 t、知事管理に 125 t ということで配分をする予定としております。

最後に太平洋北部系群ですが、資料 2 - 4 の中期的管理方針で、先ほどの日本海系群などと同様に、「資源の維持もしくは増大を基本方向として安定的な漁獲量を継続できるように管理を行う」とされております。

太平洋北部系群については A B C が算定されておまして、先ほどの資料 2 - 4 の 5 ページの一番下の数量を黄色の部分で図示しておりますが、現状の親魚量の維持という A B C を採択させていただきたく、A B C を 376 t としております。

T A C はこれと同数の 376 t といたしまして、資料 2 - 3 の地図にございますように、太平洋北部系群（E 海域）ということで、T A C 数量 376 t、大臣管理量に 341 t、知事管理量に 35 t を配分させていただきたいと考えております。

ずわいがに 5 系群をそれぞれ合計しますと、資料 2 - 3 にありますように、全体で 6,129 t という形になります。大臣管理分が 4,639 t、知事管理分については 2 ページにあるような数量となっております。

以上、平成 22 年 T A C 設定についての考え方を説明させていただきましたが、今回の

TAC案につきましては、4月23日にTAC設定に関する意見交換会を公開で行ったほか、基本計画案についてパブリックコメントを行いました。この結果、特段TACに関連する意見はございませんでした。

長くなりましたが、諮問第177号に係る説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

平成21年漁期のTACの期中改定、追加配分と、それから平成22年度のTACの設定について御説明いただきましたが、まず平成21年漁期のさば類のTACの期中改定、ずわいの追加配分について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、平成22年度のTACの設定について、さんまとさば類とずわいがこの3魚種について御説明がございましたけれども、これについて何か御意見、御質問ございますでしょうか。

TACを前年比からふやす場合は、少し慎重に設定するという新しい考え方が入っているのかなという気がしましたけども。

何か御意見ないでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは御意見がないようですので、諮問第177号につきましては原案どおりということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

②諮問第178号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び
特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を
改正する省令について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。諮問第178号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 遠洋課長でございます。お手元の資料3に基づき、説明させていただきます。

まず、諮問文を読ませさせていただきます。

22水管第345号

平成22年5月20日

水産政策審議会

会長 櫻本和美 殿

農林水産大臣 赤松広隆

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の

取締りに関する省令の一部を改正する省令について（諮問第178号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第五十四号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令の一部改正の内容でございますが、次の2枚ホッチキスでとめた資料に概要をまとめてございます。まず、今回の改正の背景について説明いたします。

かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類については、多国間条約に基づき設置されている地域漁業管理機関において、資源の保存及び管理の枠組み決定が行われております。

我が国の遠洋かつお・まぐろ漁業等、かつお・まぐろ類を漁獲対象としている漁業については、公海及び外国排他的経済水域をその主な漁場としており、我が国独自の漁業・資源管理措置に加え、各地域漁業管理機関により定められた国際的な漁業・資源管理措置を遵守し、これを確実に履行することにより、責任ある漁業国としての管理体制を確立することが必要であることから、今般、関係制度の改正を行うものであります。

改正等の内容の概要でございますが、ここに括弧つきの番号がありますように、中西部太平洋まぐろ類委員会「WCPFC」で決定された保存管理措置が5本、ICCATが1本、IOTCが2本の合計8本の保存管理措置について、所要の手当てを行うものでございます。

次のページをお開きください。具体的な改正の概要といたしましては、まずWCPFCにおいて採択されためばち・きはだ及び南太平洋めかじきに関する保存管理措置に関する対応です。

(1) ですが、大中型まき網漁業に対しては、北緯 20 度と南緯 20 度の間の中西部太平洋海域における 7 月から 9 月の間の集魚装置を用いた操業の禁止、及び太平洋等諸国の排他的経済水域に囲まれた 2 つの公海、ポケット公海と言っておりますけれども、そこにおける操業の全面禁止が義務づけられてございますので、これに対応した規定を設けることといたします。

(2) でございますが、まぐろはえ縄漁業に対しては、めばち・きはだ南太平洋メカジキの漁獲量規制制限措置が課せられており、これに対応するため、漁獲限量に達した場合に、農林水産大臣が当該海域での対象魚種の採捕を禁止することができる旨の規定を設けることといたします。

(3) でございますが、WCPFC においては、漁獲物の転載及びまき網漁船の陸揚げ管理に関する保存管理措置が採択され、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ漁船の転載、国外陸揚げ活動に関する船籍公開の報告が求められることになりましたので、これに対応するため、1 つ目の「・」ですが、大中型まき網漁業においては、国外の港で転載あるいは陸揚げを行う際に、新たに事前の届出制度を設けることといたしました。

かつお・まぐろ漁業については、従来から転載及び陸揚げに関する事前届出の規制がございましたが、これまではかつお・まぐろ類等の主要対象魚種を転載、または陸揚げするときのみ事前の届け出を要することとしておりましたが、今回採択されました WCPFC の転載に関する決議は、その他の魚、さめ類等の転載に関するデータ収集についても義務づけられたため、今般、主要対象魚種のみならず、すべての魚種を転載、陸揚げする際に事前届出を必要とすることといたしました。

(4) と (5) でございますが、ICCAT 及び IOTC において資源状態が悪化している、おながざめ類についての採捕が禁止されたことから、これを省令上担保することといたします。

最後に (6) でございますが、インド洋においてめばち・きはだの主要産卵稚魚育成海域であるソマリア沖の海域について、大中型まき網漁業に関しては 2 月から 3 月、まぐろはえ縄漁業に関しては 11 月から 12 月にかけて操業を禁止することといたしました。これを担保することといたします。

なお、改正の期日といたしましては 8 月 1 日を考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

寺本委員。

○寺本委員 この件に入ります前に、さきに行われましたワシントン条約に関しましては、水産庁初め関連各位の御努力によりまして、モナコ提案を拒否できました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

今回のこの件に関しましては、特に今、説明がありましたうちのWCPFCの海域について、今回省令改正ということで出されたわけですけど、国際資源管理措置を国内制度に制度化されることには、基本的には異議はありません。

ただ、今回この時期に政策審議会にぱっと出されたわけですけども、我々としてはこれがWCPFCの海域の含まれるところというのは沿岸、沖合、近海、遠洋すべてに当てはまるわけです。他の条約水域における規制は、遠洋まぐろはえなわ業界だけで調整ができたわけですけども、今回の場合は万一、本省令に基づく、先ほどお話がありました採捕禁止命令が発動されるような事態が起こった場合、業界の間で大変な混乱が生じかねないと思っております。

普通は、こういう省令化される場合は、実際の発動前に国内業界間の調整がよく行われまして、調整体制が確立されて、理解された上で行われるというのが過去の例でありまして、それがいいんじゃないかと思っております。

それがなぜ今、この時期に発動されたかということに対して、我々としては疑問があるわけです。というのはこの規制は当然、韓国、中国、台湾、日本も全部含まれているわけで、このルールが等しく、正しく理解されているということでない、今、日本がこういう法律を制度改正して行うということは、各国に対して日本が国内的に管理するということは非常にいいことだとなるんでしょうけども、我々の感覚としては、韓国、台湾、中国が今現状どうかと。それから、我々がおととし決めたWCPFCの、昨年、ことし、来年で1割、2割、3割と言っている、今はその途中でありまして、果たしてどの程度実質的な漁獲量があったかが、我々漁業者としてまだ確認できておりません。

それと、さっき言いましたように中国、台湾、韓国あたりがどのような数字だったかがわかっておりませんし、ことしも12月にあるわけですけど、今のWCPFCの途中で経過を検討して、見直しをいろいろ行うことになると思いますが、こういう間に日本が、もちろん法律的には先ほど言いましたように、管理措置を国内制度化されることに異議はないんですが、今の時期にどうしてもやらなきゃいけない必要性があるのかということがあ

ります。

それともう一つは日本が例えば、先ほどの採捕命令が出て停止している間に、中国、台湾、韓国あたりが勝手に漁をしたと。これはWCPFCの中に罰則規定がありませんから、日本が休んでいる間に彼らがやって、それが国内に輸入等々で持ってこられることに関して、日本がどういう措置をとるのか。

本まぐろの場合については、かなりきつくできるあれがありますけど、果たして中部太平洋のめばちに関して、そこまで輸入の規制をきちっと監視できるのかということに疑問があります。

それから、日本に対して現状、各国からのWCPFC水域のめばちとかきはだの輸入を厳守しているのかどうかということ、私たちは確認しておりません。そういうことを含めまして、この時期に日本が省令改正をやられて、逆に輸入のほうで外国が勝手にとったやつが入ってくるようになった場合は、どうにも非常に困るということがありますので、チェック体制ですね、どういうことを考えているかをお聞きしたいということがあります。

いずれにしても、資源管理措置が国際条約で決まったことを国内で制度化されるわけですから、基本的には異議がないわけですけど、国内関係魚種、あるいは外国の漁業者との間の公平性を欠くことがないように、ぜひお願いしたいと。今までの場合はこういう省令改正でやるときに、もう少し期間があったり、国内の漁業者の理解を得た上でなされたように思います。できれば内容をよく吟味されて、指導されて、通達かなんかでやっていただければありがたいわけです。

今回のように省令改正でやられて、このとおり実行されますと、さっき言いましたように漁場の採捕停止命令が出たような場合は、日本国内の漁業者というか業界の間ですね、まぐろの漁業者の場合は沿岸、沖合、近海、遠洋含めてかなりありますので、大混乱が生じかねないんじゃないかということをお慮してあります。そういう点を含めまして、よろしくお願いたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○花房遠洋課長 まず、なぜ今この時期なのかということでございますけども、WCPFCの規制措置は2008年12月に採択されておりまして、既に1年以上たっておるものでございます。言いかえしましたら、昨年1年間は公的な規制措置としては担保しないで、指導レベルでやっていたと。まさに寺本委員がおっしゃったような、まずは通達レベルでというのは、昨年1年間やっていたところでございます。

なぜ、去年はさっと規制措置にしなかったかといいますと、1割、2割、3割とめばちが削減されていく中で、国際減船を政府としてやったということで、国際減船をする中では3割削減になるからということで、漁業者さんのほうにも十分この規制措置の内容は伝わっていると私たちは理解していましたが、去年の時点では1割カットなので、減船で十分対応可能だろうということから、制度化はまだしておりませんでした。

それともう1点は、南太平洋の公海での操業禁止という規定については、2009年の年次会議でもう一度見直すと。その結果を受けて、2010年から実施だという状態もありましたので、2009年、去年ぱつと決めても、また改正になるかもしれないということもあり、両方の点から1年間は様子を見ていたということなので、私たちとしては、もう1年以上待って、今この時点でやっておかないと、責任ある漁業国として、むしろ国際的に日本は何もやってないと非難されかねないという状況もありますので、私たちとしては今のタイミングしかない。今のタイミングを逃しますと次は、年度後半になりますと来年までできなくなります。そうすると国際的にも、日本としての責任が果たせないと考えるわけでございます。

それから、中国、台湾、韓国等に等しく理解されていることというのは、まさに委員のおっしゃるとおりでございます。これまでも太平洋ではない水域ですけども、特に台湾、中国が非常に管理が甘かったということで、徹底的に日本がこれらの国、地域と協議、あるいは地域漁業管理機関を通じて管理の強化を求めてきたという延長上に現在があるわけでございまして、この姿勢については、日本側は一切変わっておりません。

WCPFCでは各国、具体的に1割、2割、3割減というのを、国内でどう管理しているのかを明らかにさせる。どのような管理措置をやっているかを具体的に言わせて、さらにどうやって漁獲量をモニターしているかということも突っ込んで聞いて、不十分であればもっとやれということをお日本だけが言うんじゃなくて、WCPFC全体として、この国が不十分であるということをレビューして、指摘して、改善を求めていくという枠組みがWCPFCでありますので、そういう中で対応していきたいと思っております。

それから日本が停止中に、中韓台が万一勝手に漁をしてということでございますけども、中韓台それぞれがそれぞれの漁獲枠、2001年から2004年の平均値があるわけで、それぞれで管理している部分の数量を超えたかどうかというのはそれぞれの国の話なので、日本が仮に停止したからといって、中国、韓国、台湾がそれぞれ停止になるかどうかは、連動するものではございません。

それは委員も御理解いただいていると思いますけども、自動的に日本がやめたらほかのはえ縄国も一斉にやめるという形にはならないと。それはどの漁業委員会でもそうですけども、それぞれの国の枠はそれぞれの国が数量管理するというところでございます。

日本として、どのようにそれをチェックしていくのかと。これは非常に大事な点でございまして、めばちについては統計証明制度がございまして、それではっきりとわかると。きはだについても、統計証明制度はまだありませんけども、その辺の不備な点は、早急にただしていかなきゃならないと思います。

それと、生のきはだであれば中西部太平洋からしか飛んできませんので、輸入統計の集計によってもある程度はわかりますので、その辺についてもチェックしながら、おかしいのがあれば直ちに漁獲国に対して文句を言うし、それからWC P F Cの場でも取り上げて、やめさせていくという形でやっていきたいと思っております。というような形で、日本だけが厳しい措置で、あとの国が緩い措置という公平性を欠くことがないようにということは、最大限やっていきたいと思っております。

それから、最後に御指摘いただきました、もう少し漁業者の理解を得てからやっていたはずであるということございまして、私たちとしましては、交渉に行く前に漁業者の方々と打ち合わせをし、交渉に行ってもその場でも一緒に相談しながら対応し、終わった後もこういう結果になったということをお話ししということで、かなり密にやってきたつもりではいたんですけども、そういうのが全然足りないという御指摘でございまして、今後はさらに今まで以上に丁寧に情報交換し、説明し、今後もまたさらに足りないのであれば、いつでも説明に向いて漁業者の皆さんの理解を得られるように、丁寧な対応をしたいと思っております。

ということで今回、省令改正をこのタイミングで行うということに、ぜひ御理解をいただきたいと思う次第でございまして。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

○寺本委員 説明はわかるんですけども、一つは、従来我々の感じている範囲では、日本がきちっとやっても、先ほど言いましたが、輸入に対するチェックその他、本まぐろもあったわけですが、今回も日本がやめたからってやめないというのは、自分の国の管理は自分でやるわけですから当たり前のことです。

ただ私たちが、今まで感じている範囲では、その期間にもし日本が休漁しているときにも、台湾その他が彼らの判断で休漁もやったりしていましたが、これとは別の話ですけど、

我々が休漁しているときに、逆に日本側の商社から指示が出て、休漁しているのを動かしたりするという状況がありました。

こういうことで、日本がきちっと管理している間に、彼らは自分の枠でやったと言いながら、どこまできちっと日本側がそれを確認できるかわかりませんが、めばち・きはだについて、とったものを日本国内に輸入して持ち込まれると。それに対するチェック体制はどんなものかということがあります。

仮に日本の漁業者に採捕禁止命令が出されたとしても、従来のパターンからいって日本の商社が必ず台湾その他に働きかけて動かしたりします。言葉の上では、こういうふうによればこうできるということなんですけど、今までの体験からいくと現実が全然伴ってない。

国際会議で決まったことを、日本がまず最初に省令化して管理するということは、対外的にも日本はきちっと管理できていて、いいということになるんですけども、いつも向こうのほうは、大体漁獲報告についてもめちゃくちゃということがありますので。

日本だけがきちりやって省令改正を行った場合は、平成 22 年 8 月 1 日から施行することになりまして、行政庁の処分で罰則が適用ということになってくると、はっきり言いまして、今の日本のまぐろ漁業者は零細漁業です。中国は政治体制が違いますから別ですけど、台湾とか韓国とは非常に違います。

そういうところで、日本のまぐろ漁業のためはかなり一生懸命頑張っているわけですけども、日本がきちっとコントロールしてやったおかげで、厳しい中で力のない漁業者が非常に頑張っているにもかかわらず、向こうがその間に入って輸入するということが起こったら非常に困るということで、漁業者は非常に懸念を持っているわけです。

こういう会議で話す話じゃありませんけど、私たちはきょう、太平洋の出漁者会議をやる予定です。たまたま偶然、政策審議会にぶつかっちゃったわけですが、午前中にそのところで省令改正が行われるということで、きのうから大騒ぎしているわけです。こういう話が出たとしたら、まず我々の遠洋漁業者の中でも、出漁者会議で皆さんがどのような判断ができるかなということを懸念しております。

それと再三申し上げますけど、WCPFCの海域というのは遠洋漁業だけでなく、沖合も遠かつ協も近かつ協も沿岸の漁業者も全部含まれてくる問題で、その間の調整もかちとされてないと、もしこういうことで採捕禁止ということが出たときに非常に問題があるということで、その辺の詰めがまだちょっとできていないと。我々のほうも悪いといえ

ば悪いんですけど、こういうふうに今回、審議会にこれが上がってくるとは思っておりませんでしたから、この話を含めて、太平洋の日本かつお・まぐろの出漁者会議をやって、よく検討した上でということでした。

ですから、この時期に省令改正が行われて、それをばちっと実行されて、8月1日からやられて、去年の実績の数字もまだわかっていませんからね、正直言って。我々自身も、日本の枠の範囲でどこまでいっているのかわかりませんが、もし9月、10月あたりに、「枠を超えているんだから、ここでやめろよ」と言われて採捕禁止が出たらどうするのかなということで、非常にその辺不安が多くて、国際的には日本がきちっとやるということでは非常に格好いい話なんですけど、不安が多いというのが我々の感覚です。その辺を含めてやってもらいたいということです。

○櫻本分科会長 須能委員、お願いします。

○須能委員 今回のCITESのまぐろの件につきましては、日本がイニシアチブをとっていたというように、国際的にも評価されたし、日本の国民も注視していて、非常に関心も高かったと。日本が今後も資源管理において、世界的にイニシアチブをとるべきだということにおいては、国内においてコンセンサスは十分あると思いますね。

ただ、したたかな国際社会において、例えば地震があったときに、各国が援助の金額の申し出をします。実際は払っていません。ほとんどの国は、払うつもりですよと、期限が切られていませんから。皆さん、ああいうのが国際社会なんです、したたかなんですね。

ですから、やったことに対してフェーバーなものがあるという国際ルール、そういうスキームをどうつくるか。それは自国の管理ですよということにしちゃって——日本は率先性がある国民性ですけども。例えば、地中海に日本は監視船を出していたけど、世界の国は出していないので、日本は何もできなかったという過去の事例がありますね。

今も言われたように、各国の自主的な判断で、日本はこうやりますよということで、そこ自体はいいですよ。ところがその努力の結果、経営が悪くなって競争力が減って、国際競争に負けたんでは本末転倒になってしまうよと。

ですから省令改正と猶予期間という形で、先ほどからあるように、各国のモニター制度も含めて、日本はここまで踏み込んでやるんだと、いつでも発動できるんだと。おたくの国はどうやってやっているんですかと。そう突きつけて、一つ一つをやってからやるようなことをしないと、結局、日本が資源管理はしました、その資源を享受するのは他国でし

たということになってはまずい。その辺、今までの国際会議で日本が立派なことをやってきたから尊敬もされているでしょうし、引き続きそれは大事ですけども、そのために武士は食わねど高楊枝というわけにはいきません。その辺の分野をどう調整するかという面で、一つ考えてほしいなという気がいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

これにつきましては、何かコメントございますでしょうか。

○花房遠洋課長 日本だけきちんとやってもということなんですが、国際会議に出ていったときに、「ほかの国がやってないから日本もやらない」とは絶対言えません。むしろ、やってなければ次の枠の交渉のときに、その分減らすというのが、ルール化されてなくても当然力関係の中で、「おまえのところとり過ぎてんだから、次減らすぞ」みたいなことは当たり前のごとくやられますから、そういう部分の守りだけはちゃんとやらなきゃならないと思います。

それから、相手の国をどれだけ締め上げていくかというのは、WCPFCの場で技術遵守委員会というのがありますので、毎年そこで1週間、取り締まりのことばかり徹底的に議論する場がありますので、そういう場で日本代表団として率先してやっていこうと。

それから、韓国、中国、台湾に、「おまえのところはどうやっているんだ」というのを、ぐりぐりと問いただしていくというのは、少なくとも当然のことだと思っています。

それから業界間の調整ですけれども、遠洋と沿岸沖合、まぐろはえ縄についての部分の調整ですが、実際ことし1月から、何度か事務局間で水産庁も入れてやっておりまして、大体のところができ上がっているという状況です。

まさに寺本委員のおっしゃったように、微妙なタイミングのところでは前後したという困難さは私もよく理解できますし、そういう意味ではこの時期に省令改正がかかるよというのをもっと事前に、きちっと事務局のほうと意思疎通をしておくべきだったなという反省はもちろんしておりますし、今後はそれはもっときちっとやっていきたいと思っています。

採捕停止が発動されないように、私たちとしてもそれはしたくないので、どうやればそれをうまく回避できるかということ、今、業界と一緒に考えているところでございます。ことしの1月からは、漁獲報告も10日ごとにやっていただくことにして、しかも四半期に1回、業界間で集まって、今の進捗状況はどうなんだというレビューもしながら、早目にこういう手当てを打とうということも、検討できるような体制を組んでいこうということで、今やっているところでございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

御意見はほかに。

寺本委員。

○寺本委員 最初に申し上げましたけど、あくまで国際資源管理措置を国内制度化することに関して、異議を申し上げているんじゃないんですね。それは理解していただきたい。それは日本が先頭に立ってやるべきことだということは、十分わかっているわけです。

WCPFCもことしの12月にあるわけですし、おとし決めたときの1割、2割、3割が、去年の1割の実績が果たしてどういう数字かというのは、我々もわかってないし、これから検討して出てくるんでしょうし。これから今年度があるわけで、その期間中にいろいろ変化もあると思うし、再三しつこいようですけど、外国は外国なりにそれぞれやるわけですが、日本がこの時期に省令改正をきちっとやられるということに対して、もうちょっと余裕を持ってやってもらえなかったのかということがあります。

省令は、22年8月1日からということになりますから、すぐなっちゃうわけですし、行政処分だとか罰則適用ということも出てくるわけでしょうし。一番は、WCPFCで決めたことが、経過を見ながら会議で行われるわけで、課長のお話で去年は1年間、指導があったりいろいろやられたわけですけども、まだその過程のところ、私たちとしては、きょうの政策審議会に、突然省令改正が上がってくるということは理解できなかったわけです、正直言って。

繰り返しになりますが、しょうがありませんけども、我々としてはもうちょっと期間があって、我々の内部の漁業者に理解を求め、それを納得させて、あるいはほかの沿岸のまぐろ漁業者との間のあれができたところあたりで、政策審議会に上げてもらえればありがたかったかなというのが正直な気持ちです。

以上です。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございます。

日本が国際社会に対して、資源管理をしっかりやっていくんだというイニシアチブをとっていかなきゃいけないというのは、日本のこれからの大きな方向として確立していかないとはいけないと思うんですけども、先ほどおっしゃったように、そのために不利益をこうむってはまずいということで、ほかの国にも、どうやってそれを守らせていくかという枠組みづくりといいますか規制づくりは、WCPFCとか、輸入するときの規制というので、できるだけ日本だけが不利益をこうむらないようにしていただきたいと思います。

もう1点、情報交換の不備があったようで、その点につきましては今後、できるだけ密に情報をとっていただいて、こういうことが余らないようにしていただければと思います。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 中国とか台湾とか韓国の規制の状況はどういうふうになっているのか、その辺、教えてください。

○花房遠洋課長 済みません、現在のところ情報はございません。

○宮原委員 基本的には国際条約ですので、これを認めざるを得ないと私は思いますが、先ほどのお話があったように、正直者がばかを見るようなことのないように、そこは十分担保していただかなければいけないと思いますので、その点、要望しておきます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

今村委員。

○今村委員 ちょっと観点は違うかもしれないんですが、寺本委員が言われたことが実態で、悪いことをするやつが――石巻の須能さんもおっしゃったけど、日本は国際交渉も弱いし、人道主義みたいな経済援助というか外交をやって、実質国際競争力がなくなっている産業はいっぱいありますよね。

遠洋漁業の場合は、日本の国民に良質のたんぱく質を供給する使命が国としてもあるわけで、従来の経済援助と漁場確保とか、生き残りの策とか、代船建造というものが、この国にはなかなか国家戦略がない。だから衰退の一途をたどるということで、今の寺本さんの話と関連づけて言えば、遠洋漁業に限るわけじゃないですけど、例えば、国としてかつお・まぐろを生き残らせなきゃいけないということであれば、私がふだんから言っていますけど食料安全保障をきちっとして、経済援助をして、その見返りに漁場確保をすとか合弁事業を支えるとか。

それから内部とか遠洋の海まきや、一本釣りの遠洋もそうでしょうけど、例えば厳しい管理のイニシアチブをとっていかざるを得ないのは、漁業先進国として責任があるからしようなないんでしょうけど、一方で国の策として、入漁料を遠洋漁業の部分にきちんと補助をする仕組みを上手に国内的につくって、それで国際競争力が落ちて、民に放っておいたらアフリカも、南米も南方もみんな撤退の歴史ですよ。これは国に国家戦略がないと言ったら失礼になるけども、物すごく弱いということです。

例えば、遠洋漁業に対してできることをよく検討して、入漁料は一部の先進国なんかでは御存じのとおり、ヨーロッパとかアメリカは民が国際漁場で払っているものはほんのわ

ずかです。そういうことをきちんと国と民間一緒になって検討して、遠洋漁業の入漁料は、例えば半分ぐらい補助するんだという別の策も講じて、事業をやめないように。そういう時期に、とっくに来ておりますけどね。

国家戦略、国益、国策ということが伝統的に極めて弱い国で、経済援助とかODA援助はやるけれども一方通行で、直接日本国民の利益につながってない。下手に経済援助をしてやったら一部の会社が得をしているとかいって、すぐジャーナリズムが騒ぐ。

だけど、これだけ食料を含む資源の獲得競争になったら、国が経済援助をするなら、その見返りにいろんな資源確保をやるのが当たり前ですよ、自主独立国家であれば。日本は国家戦略とか国際交渉も含めて、そこは非常に脆弱なままになっている。

今ごろ、国際入札をしたらほとんど負けるやつが多いでしょう、伝統的に。中国から韓国から、どこもかしこもトップセールスをして、特に食料を含む資源確保は一生懸命やっている。だけど、この国はそれがなかなかできない。仕組みから、戦略から、食料安全保障を整理して、とっくにやるべき時が来ているんじゃないでしょうか。

寺本さんの関連で言えば、我が方もそうですけど、海まきとか遠洋漁業は、例えば入漁料を一定、堂々と補助する仕組みをつくるとかいうことをしないと、日本の船だけが生産コストが高い、それから国の補助も少ない。外と戦って負けて、全部撤退の歴史ですよ、日本の遠洋漁業は。そろそろ国家戦略で臨むんだというふうに、関係者が死に物狂いで検討する時期に来ていると思います。

直接関係なかったかもしれませんが、以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

寺本委員。

○寺本委員 もう一つ、ちょっと聞きたいんですけど、もし、省令でやったとした場合に、現時点で採捕禁止というような命令が、今年度の間に来ると予想されている時期とかわかりますか。現在の漁獲量の予定で、ことしは2割ですね。去年の実績がわかりませんのであれですけど、ありそうなんですか、実質的に今の数字で。

○花房遠洋課長 今の時点では、そういうことにならないようにということで数字の管理をやっていますけども。

○寺本委員 じゃあ、今の時点ではわからないということですよ。

○花房遠洋課長 はい。

○櫻本分科会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

かなり大きな国家戦略から見た話もお伺いしましたけれども、今回の省令の改正につきましてはいかがでしょうか。いろいろ情報交換にふぐあいがあったようですが、基本的にはこの諮問を原案どおり答申するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 異議なければ、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、諮問第 177 号と諮問第 178 号につきましては、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 2 水 審 第 5 号

平成 2 2 年 5 月 2 0 日

農林水産大臣 赤 松 広 隆 殿

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美

平成 2 2 年 5 月 2 0 日に開催された水産政策審議会第 4 6 回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問どおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 1 7 7 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 1 7 8 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

以上でございます。

次長にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

(報告事項)

①第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 続きまして、報告事項に入りたいと思います。

最初に、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。資料4に従いまして、御報告をいたします。

まず、さんまからずわいがにまで7つ魚種が並んでおりますけれども、特に今回は3月31日までに採捕された数量でございますので、3月末にTAC管理期間が終わりました、すけとうだらでございますが、全体で97%で終わってしております。内訳といたしまして、沖合底引き網漁業者が96%、北海道の知事管理分に関しまして99%で、ぎりぎり枠の中におさまったという状況でございます。

あとの魚種についてはまだ漁期中でございますけれども、7月から始まりまして、さばとずわいがにに関しましては、現時点ではおおむね7割程度の漁獲量にとどまっているという状況でございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

②「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

○櫻本分科会長 なければ、次の報告事項に入りたいと思います。「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について、報告をお願いいたします。

○下村国際課長 国際課長の下村でございます。よろしくをお願いいたします。

私のほうは、資料5及び参考資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

先般5月11日に農林水産省といたしまして、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」についてという、政府としての考え方を発表させていただいたところでございます。

まず、その背景につきまして御説明させていただきたいと思っておりますので、横長の参考資料をごらんいただきたいと思います。1ページ、先ほど来お話も出ておりますが、ことしの3月、ワシントン条約の締約国会議が開かれまして、そこでモナコから大西洋クロマグロをワシントン条約の附属書Iに掲載し、公海からの持ち込みを含む国際取引の禁止をす

べきだという提案がございました。

これについては御承知のとおり、多数の国の反対によりまして、(4)にございますが、モナコ提案賛成 20、反対 68、棄権 30 ということでした。可決には3分の2が必要ですが、全然それに届かないということで否決されました。

また、EUが若干これを緩やかにする、発効までに猶予を設けるという条件を付して修正案を出したんですが、これについても否決されたところでございます。

これを踏まえまして2ページで、3月25日に赤松農林水産大臣から、「今後の資源管理の取組について」ということで談話を出ささせていただいております。ここで特に重要なのは2でございますが、今回、我々日本の主張が通りまして、大西洋クロマグロの附属書への掲載は否決されたんですけれども、これを支持した国が多数あったことも事実でありまして、これについては地域漁業管理機関の資源管理が、十分行われていなかったんじゃないかという問題意識があったと考えられると。

4番でございますが、このため我が国といたしましては、大西洋まぐろ類保存国際委員会を初めとする各種の地域漁業管理機関についてリーダーシップを発揮して、資源管理の先頭に立っていくという決意を表明したわけでございます。

次の3ページは皆さん御承知のとおり、我が国はまぐろの漁獲量も世界の12%をとっている、世界一のまぐろ漁業国でございますし、全体の4分の1を消費するまぐろ消費国であると。特に、高級まぐろの代表であるクロマグロについて見ますと、世界の7割から8割を日本人が食べているということで、日本人にとって非常に大事な食料資源になっているということでございます。

この内訳を見ていただきますと、太平洋、大西洋約半々となっております。ただし、大西洋のほう、I C C A Tの資源管理がどんどん強化されておりますので、輸入量がどんどん減って行って、今後、太平洋のウエートが増していくと。太平洋の中身を見ますと、ほとんどは日本の漁業者がとっている国内生産という構造になっております。

4ページをごらんいただきたいと思います。これも御説明するまでもございませんが、世界のまぐろ類は5つの地域漁業管理機関で管理されておりまして、今回私どもが発表した方針にかかわりますのはW C P F C、太平洋の真ん中から西側の部分でございまして、ここがほかの管理機関と違いますのは、日本が沿岸国として入っているということで、非常に重要な管理機関であります。

5ページをごらんいただきますと、今回問題になります太平洋のクロマグロ、現在科学

的に判明しているところでは、産卵場が2つあると言われております。台湾から沖縄の間、そして最近わかったのは日本海にもあると見られておりました、これが太平洋をはるばる渡りまして、アメリカ大陸、メキシコのあたりまで回遊していることがはっきりしてきております。

6ページをごらんいただきますと、この漁獲はどんなふうに行われているかというのを見ていただきますと、非常に見にくいグラフで恐縮ですが、オレンジ色の部分が日本でございます。70年代、アメリカが缶詰用にとっていた時期がありますが、その時期を除きますと、ほとんどを日本がとっている。現在でもそこにございますように、2008年の漁獲量で見ますと約1万8,000 t。全体が2万5,000 tですから、その7割を超えるぐらいを日本がとっていて、次にメキシコ、韓国、台湾が続くということで、限られた国でとっており、しかも日本が圧倒的なシェアを占めているという状況でございます。

では、日本国内ではどういう漁業種類でとっているかが7ページでございます。統計の出どころが違っているので、数値が先ほどのと若干違っておりますけれども、これは養殖向けを除いておりますが、過半を大中型のまき網がとっておりまして、これに定置、ひき縄が続くという構成になっております。

ちょっと早く進みたいと思いますが8ページをごらんいただきますと、日本の沿岸でとっているのは、具体的にはひき縄、定置、釣りなど。これは長崎、青森、山口ということで、こういったところでとっているということでございます。

9ページでございますけれども、太平洋クロマグロの漁獲構成の特徴を見ますと、非常に若齢魚が多いと。それが特に近年高くなっているという状況でございます。60年代は0歳魚が63%だったんですが、2000年以降は7割を超えるまでになっておりまして、3歳以下の未成魚ということで見ますと、9割を超えるような状況になってございます。

10ページは後ほどごらんいただければいいと思いますけれども、クロマグロの年齢と重さ、体長の平均値を出しております。

11ページをごらんいただきたいと思いますが、こういう中で、太平洋クロマグロの資源の状況はどうなっているかということでございます。2つグラフがございますが、上段が親魚量でございまして、太平洋クロマグロの資源量と見てよろしいかと思いますが、これは非常に変動が大きくなっておりまして、80年代から90年代にかけては非常に悪かったんですが、このところ大分持ち直してきているということで、最近時では7万tぐらいあるんじゃないかと推定をしております。

これを支える資源の加入が下にございます。加入して親魚量をふやしていくということですが、非常に変動が激しくて、なかなか先が読めないという状況でございます。

次の 12 ページを見ていただきますと、昨年の W C P F C、中西部太平洋のまぐろを管理している機関での議論を整理したものでございますが、ここでの太平洋クロマグロについての議論は、現在は新しい資源の増加が好調ですけれども、これがとまってしまうと、今後資源は悪化に向かうおそれがあると。非常にぎりぎりのところまで来ているんじゃないかという認識でございます。

アメリカからは特に、若齢魚、未成魚の漁獲圧の増加が問題だということで、削減すべきだということも言われました。

その結果、太平洋クロマグロを管理しております W C P F C の北小委員会が昨年 9 月、零細漁業を除いて、2010 年においてはクロマグロを漁獲する努力量を、2002 年から 2004 年に凍結ということで、初めてキャップをかけることに成功したということで、我が国が主導してこういったことが決まったと。特に未成魚については、減少させることを考慮するというようになっております。

このときに決まった中で一つ問題は、韓国が自分の漁業の実態——韓国は先ほど 3 番目に、太平洋クロマグロの漁獲が多いと申し上げたんですが、実態がよくわかっていないので、韓国の E E Z には適用しないということで留保したので、韓国を適用除外にしてこの措置が決められたと。

これについては日本は、それでしたら韓国のクロマグロ漁業の実態を把握するのをお手伝いしましょうということで、ことしの 1 月から、韓国から日本に入っているクロマグロの状況、卸とか流通業者からのまぐろ法に基づく報告聴取を行っておりまして、このデータをもとに、ことしの北委員会での議論に臨んで、ぜひ韓国を取り込むような方向で対応していきたいと思っております。

13 ページが、今後の国際会議の予定ということで動いております。

資料 5 に戻っていただきたいと思いますが、こういった背景のもとで、今回、太平洋クロマグロの資源管理をどうしていくかという大きな方向、考え方を整理させていただいたということでございます。

背景、趣旨は今、申し上げたとおりでございますが、特にごらんいただきたいのは、1 の (2) で、太平洋クロマグロは全漁獲量の 7 割が我が国によるもの。また、我が国の周辺水域に産卵場が存在すると。そして、韓国、メキシコがいっぱい持っていると申し上げ

たんですが、その多くも我が国に輸出されているということで、日本が主導して太平洋クロマグロを管理していかないと、I C C A Tでの大西洋クロマグロの二の舞にならないようにしていくためには、今しっかりしたことをやっていかないといけないと。日本が主導して、全体の管理の動きなどもリードしていくというような考え方に立ってまとめたものでございます。

次をめぐっていただきますと、「今後の対応」となっております。基本的な考え方は2つありまして、まず一つは、未成魚をとるのをできるだけ抑制、削減し、大きく育ててから漁獲するというのが一つ。

それから、全体の親魚資源の変動が非常に激しいわけですがけれども、これを安定的に管理していくと。過去の最低水準を下回らないような親魚量水準を維持するのを、一つのメルクマールとして管理していこうという、基本的な考え方に立っております。

具体的な対応といたしましては、国内における資源管理の強化、国際交渉への対応、そしてそれらを支える資源研究の強化という3つの柱からなっております。

まず最初の、国内における資源管理の強化でございますが、一つ目は、先ほど日本の太平洋クロマグロ漁獲の過半を占めている沖合漁業、特に大中型まき網漁業につきましては、休漁とか漁獲サイズの制限、個別漁獲割り当ての、こういった手法をとるかというのは今後、関係漁業者などとも御相談しながらということになります。こういった手法を使って、漁業実態に応じた適切な管理措置を導入すると。

そしてその際には、当然、痛みを伴う措置ということになりますので、漁業所得補償制度などの支援措置の導入も、来年度予算であわせて検討していく。

そして、今まで自由漁業ということで全く把握されてこなかった（b）沿岸漁業管理でございますが、ひき縄などの自由漁業についても届出制に移行して、全体の漁獲の状況を明らかにしていくということでございます。

この（a）、（b）につきましては本年度中に資源回復計画を策定して、平成23年度から実施することを目指していると。

さらに3つ目といたしまして、最近伸びております養殖業でございますけれども、これについても正確な実態把握が今までできておりませんでしたので、今まで魚類養殖というカテゴリーでしか把握できてなかったのを「クロマグロ養殖」と特定して、養殖場を登録することを考えていくということでございます。こういった3つの柱で、国内における資源管理の強化を図っていくと。

そして国際交渉で、まず「イ」の（a）で保存管理措置の強化。これは先ほど申し上げましたように、現在、適用除外になっております韓国のEEZの中でのクロマグロ漁業についても、取り込んでいくようにしたい。

もう一つ、太平洋クロマグロは非常に太平洋を広く回遊するということをございまして、日本あるいは東アジア地域で、幾ら一生懸命資源管理しても、メキシコのほうでいっぱいといったんじゃ意味がないわけをございまして、メキシコが入っておりますIATTC、太平洋の東部分を管理しております全米熱帯まぐろ類委員会に、メキシコを中心として協調するように働きかけを行っていきたいということをございます。

3本目の柱の調査研究の強化をございます。本年4月に独立行政法人水産総合研究センターに「くろまぐろ資源部」を設置いたしまして、幅広く連携して対応していくと。情報収集の迅速化でありますとか、あるいは産卵場の大体の場所はわかっていますけれども、正確な場所とか産卵期を正確に把握するために、より調査を拡充するとか、あるいは資源に負担をかけない、完全養殖の技術の実用化に向けて研究を進めていくということをございます。

なお、このほかに国民的な理解が重要だと理解しておりますので、幅広く情報提供を行って、一般消費者の方にも、今回CITES問題を契機に、非常に多くの国民の方に関心を持っていただいたと思っておりますので、こういったところにも働きかけをしていきたいということをございます。

大変足早な説明をございます。以上をございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

第15回ワシントン締約国会議の結果と、太平洋クロマグロの管理強化の対応について、かなり具体的な今後の対応について御説明いただきましたが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○宮原委員 資料の出し方にちょっと御注意を払っていただきたい。審議会にプレスリリースの資料を出すというのは、いかがなものかという感じがします。御配慮賜りたい。資料5がプレスリリースになっているんですが。

○下村国際課長 失礼いたしました。

これが、要はプレスリリースという形で広く一般に出された資料ですということをおわかりいただけるかなということで、このプレスリリースの資料をお出ししたということをございます。

○宮原委員 W C P F Cに、当初沿岸という立場では、歴史的には参加をすることは反対していたんですが、全漁連としても最終的には参加せざるを得ないという判断をした経緯があります。その際、当時の田原水産庁長官に対して、沿岸に対しては余り迷惑のかからないような配慮をしてほしいということをお願いした経緯がございますので、課長におかれましてはその点、御留意賜りたいとお願い申し上げます。

○櫻本分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○須能委員 C I T E Sに絡めて鯨についても、国民的に非常に関心が高いと思います。今回の I W Cに対しまして、議長提案という形で休船提案だという形の――マスコミの報道ですから詳しくはわかりませんが、歴史的な経緯とか、国民的な関心事であるという立場からいったときに、日本がどのようなスタンスで臨むのか、非常に皆さんが注視していますし、そういうような政策をどの場で議論されているのか私、わかりませんが。

心配しているのは、鯨は食料資源であるということで、野生生物で食べさせちゃいけないんだというところにおいては、妥協の図られるものではないというふうに、私は個人的に思っているものですから、そこにおいて、どういうところに接点を見出すかというのは非常に難しいだろうと思います。

ですからその辺、皆さんが今回の日本政府の対応に注視しているということで、広く意見を求めた上での対応をぜひお願いしたいし、今、言える立場じゃないでしょうから結構ですけども、大臣の話なんかが出たときの感じからすると、ちょっと不安を感じるものがありました。

以上です。

○山下水産庁次長 御心配いただいております、大変ありがとうございます。I W Cの問題につきまして、今、須能委員からお話しございましたとおり、議長提案という格好で今、出ております。

この中身につきましては交渉中であるということもありまして、詳細を御説明するのは御猶予いただきたいと思いますが、各国の基本的な立場は変えない、害さないことを大前提として、とにかく現実的に当面 10 年間、暫定的に I W Cが機能するように、方向をみんな考えようじゃないかと。これが基本的な考えであります。

そういう意味では今おっしゃったように、10 年間暫定期間、あるいは休船協定という言葉を使いながら、その間にさらに将来のことも考えようといったことで今、やろうとしているのであります。

来月末にモロッコでIWCの年次総会がございますが、そこまでの期間にさらに詰めていく問題でございますので、また結論が出ましたら、しかるべく関係の皆様を含めて、国民の皆様に、きちんと説明ができる機会を持ちたいと考えております。

○櫻本分科会長 ほかに、本日の議事にかかわらず、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

(そ の 他)

○櫻本分科会長 それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、事務局側に連絡をお願いします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが、例年11月に開催しておりますので、同じ時期にお願いしたいと考えております。後日、改めまして事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いをいたします。

以上です。

○櫻本分科会長 それでは、日程が決まりましたらまた御連絡させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、よろしくお願いをいたします。

それでは以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終了いたします。どうもありがとうございます。

閉 会